

# 第1 市 民 生 活

1 戸 稽 · 住 民 登 錄

2 住 居 表 示

3 生 活 安 全

4 消 費 生 活

5 計 量

6 国 保 · 年 金

7 墓 地 、 斋 苑

# 1 戸籍・住民登録

## (1) 概 要

昭和58年度から3ヵ年計画で進めてきた支所統廃合事業は、28支所中25支所を6事務所に統合、残る3支所を本庁に編入し、計画どおり昭和60年度末をもって完了した。

これにより、昭和61年4月から本庁と6事務所を結んだ住民情報オンラインシステムと本庁を含む6事務所が相互に送受信が可能なファクシミリシステムを導入し、所管区域内に縛られることなく、どこでも、どの窓口でも証明書等の交付並びに届出ができるよう窓口業務の効率化、スピード化を推進し利便性を図っている。

なお、平成18年1月の柳津町との合併により設置した柳津地域振興事務所を地域自治区設置期限の平成28年3月末に廃止し、これに替わり、今後の都市内分権を見据えた地域事務所のモデルとして新たに設置した「柳津地域事務所」を加え、平成28年4月より7事務所体制となっている。

(ア) 近年の情報化社会と行政事務に対応するため、住民基本台帳事務については昭和48年度から、戸籍事務については平成11年度からコンピュータによる管理システムを導入した。

平成24年5月7日からは、岐阜市情報システム最適化基本計画に基づき住民情報系システムの再構築を行い、総合行政情報システム（住民記録等）と戸籍情報システムを更新した。

(イ) 窓口取扱時間内に各種証明書の交付を受けることが困難な住民のために、土曜日、日曜日、祝日及び平日の時間外においても証明書発行ができる住民票等自動交付機を、平成8年12月から平成21年10月までに本庁舎、JR岐阜駅構内の岐阜市ステーションプラザ、北部事務所、柳津地域振興事務所、東部事務所、南部西事務所、マーサ21ショッピングセンター及び南部東事務所の計8ヶ所に設置した。

平成28年1月、マイナンバーカードの交付開始に伴い、このカードの独自利用として、条例、

システム等を整備し、平成28年4月からコンビニエンスストアで各種証明を受け取ることができる「コンビニ交付」のサービスを開始した。これに伴い、自動交付機の運用は、平成30年9月30日をもって廃止した。

令和元年12月23日、マイナンバーカードやぎふ市民カード（印鑑登録証）を利用して、申請書を記入することなく、画面操作で住民票の写しや印鑑登録証明書の交付申請ができる証明書申請受付システム「まどぐち君」を設置した。

(ウ) 生活圏、経済圏の広域化に伴い、新たな住民ニーズに対応した行政サービスの一環として平成10年4月から岐阜市または笠松町に居住する住民に対してファクシミリを利用した住民票等諸証明の相互発行を実施し、さらに平成12年7月から43市町村に拡大した後、市町村合併により21市町との間でサービスを行っている。

(エ) 住民基本台帳の全国ネットワークシステムが平成14年8月から一部稼働し、平成15年8月からは、住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付及び転出転入の特例事務を新たに開始した。また、平成16年1月から住民基本台帳カードを利用した公的個人認証サービスが開始され、インターネット等による手続等の本人確認手段である電子証明書を交付するサービスを行った。

このサービスは、平成28年1月マイナンバーカードの交付開始に伴い、マイナンバーカードへと移行している。

(オ) 県が行っている旅券事務の権限の一部が移譲されたことにより、平成23年10月3日から一般旅券（パスポート）の発給事務を開始した。

(カ) 住民基本台帳法の改正により、平成24年7月9日から中長期在留者等の外国人住民にも、日本人と同様に住民票が作成されることになった。

(キ) 平成25年9月2日から、住民票の写し等の不正請求や、個人の権利侵害の防止を図るため、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者等に交付した場合、事前に登録した市民に対し、交付した事実を本人に通知する本人通知制度を開始した。

(各年3月31日現在)

区分		平成30年	平成31年	令和2年
戸籍	本籍数	169,332	169,099	168,972
	本籍人口	408,378	406,679	404,831
住民登録	世帯数	178,392	179,872	181,716
	人口	410,297	408,970	408,109
(外国人)	世帯数	(5,213)	(5,489)	(5,913)
	人口	(9,021)	(9,295)	(9,772)
印鑑登録数		264,940	264,651	264,373

※平成25年分から、住民登録に外国人を含む

(3) 各種事務取扱件数 (令和元年度)

区分	件 数	区分	件 数
戸籍関係受付	19,228	謄抄本・写し交付	335,491 (4,956)
住民登録関係受付	111,534	簿書閲覧	18,030
印鑑登録関係受付	14,533	年金現況証明	18
中長期在留者住居地届出等事務関係受付	5,499	税関係証明	56,025 (525)
埋火葬許可	4,768	相互発行岐阜市受付	8,629
各種証明書交付	135,822 (465)	相互発行他市町受付分(計)	(5,946)
マイナンバーカード交付	13,122		

※( )は相互発行にて他市町で受付した岐阜市分

(4) 事務所

名 称	所 在 地	開 所 年 月 日
西部事務所	岐阜市下鶴飼1丁目88番地3	昭和59年 4月 2日
東部事務所	岐阜市芥見4丁目64番地	昭和60年 1月 4日
北部事務所	岐阜市福光東2丁目6番13号	昭和60年 4月 1日
南部東事務所	岐阜市加納城南通1丁目20番地	昭和60年 4月 1日
南部西事務所	岐阜市市橋2丁目8番18号	昭和61年 1月 4日
日光事務所	岐阜市日光町9丁目1番地3	昭和61年 3月 24日
柳津地域事務所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地	平成18年 1月 1日(合併による) 「柳津地域振興事務所」と称する 平成28年4月1日(合併特例の終焉) 「柳津地域事務所」と称する

(5) 人口動態 (令和元年度)

(単位：人)

区分	社会動態								
	社会増加数	転入				転出			
		県外	県内	その他	計	県外	県内	その他	計
合 計	583	10,095	5,806	268	16,169	9,304	5,301	981	15,586

(単位：人)

(単位：件)

区分	自然動態			住民登録人口 その他の 差引増減	婚姻・離婚・届出事件数				
	自然増加数	出生	死亡		本籍人届出		非本籍人 届出	合 計	
					受 理	送 付			
合 計	△1,695	2,904	4,599	16	△1,096	1,604 604	2,346 333	404 78 4,354 1,015	

※外国人を含む

※上段は婚姻、下段は離婚

## 2 住居表示

(1) 概要

住居表示とは、町名、街区符号および住居番号により、住所を分かりやすく表示する事業である。本市には、現在2,200の町・字があり、市民の理解と協力のもと、昭和48年度より隨時住居表示を

実施してきている。市街地の部分だけでなく、新興住宅地や、団地についても整備を進めている。当初の事業計画は次のとおり。

住居表示を実施すべき区域	67.505 km <sup>2</sup>
"	人口 325,674人
"	世帯 90,856世帯

(2) 実施状況

地 区 名	実施年月日	面積(km <sup>2</sup> )	人 口	世 帯	新町数
芥 見 ・ 北 山	昭49. 3. 1	0.285	1,345	387	3
長 良 福 光	49. 7. 10	1.180	6,600	1,850	11
長 森 北 一 色	50. 6. 10	1.700	6,300	1,750	10
三 田 洞 団 地	51. 3. 1	1.080	5,033	1,525	5
長 森 本 町	52. 1. 1	0.388	2,320	700	2
長 森 前 一 色	52. 1. 1	0.586	1,150	350	4
岩 崎	52. 11. 10	1.260	1,700	523	3
三 里 里	53. 3. 1	1.740	6,760	2,048	18
三 里 ( 宇 佐 )	53. 9. 1	1.010	2,625	902	9
長 森 野 一 色	54. 3. 1	1.160	6,000	2,200	8
長 森 北 ( 東 部 )	56. 3. 2	1.795	4,190	1,580	13
芥 見 南 山 ・ 大 洞	58. 3. 1	3.590	4,298	1,194	12
長 森 蔵 前 ・ 高 田	59. 3. 1	1.530	4,645	1,161	13
長 森 芦 島 ・ 東 中 島 ・ 手 力	59. 11. 1	0.900	2,984	746	9
長 森 切 通	60. 7. 1	0.870	3,057	923	8
上 土 居	61. 2. 1	0.430	555	200	4
則 武 ( 西 )	62. 3. 2	0.420	699	233	2
長 森 細 烟	63. 10. 1	0.560	1,849	793	6
則 武 ( 中 )	平元. 3. 1	0.530	2,682	1,049	4
諏 訪 山	2. 2. 1	1.680	2,911	900	5
市 橋 ( 中 )	3. 2. 20	1.380	4,665	1,520	14
市 橋 ( 西 )	4. 2. 20	1.670	2,532	844	7
日 野 ( 南 )	4. 10. 1	1.550	1,329	443	9
市 橋 ( 南 )	5. 3. 1	1.530	4,080	1,360	11
島	6. 2. 28	3.310	11,131	3,786	52
日 野 ( 東 )	7. 3. 6	1.430	4,815	1,605	8
日 野 ( 北 )	8. 2. 13	1.480	1,506	502	7
日 野 ( 西 )	8. 11. 18	0.510	660	220	4
市 橋 北	10. 2. 9	0.900	6,573	2,191	7
岩 田 坂	11. 2. 8	1.120	2,541	847	4
天 池	12. 2. 28	0.210	1,191	397	2
正 木 北	13. 2. 19	0.150	546	182	2
藍 川 西	14. 2. 25	0.560	2,949	983	5
藍 川 南	14. 12. 2	0.320	2,718	906	3
華 陽 東	16. 2. 16	0.260	3,957	1,319	4
藍 川 東	17. 5. 16	1.230	2,714	1,224	8
鏡 島 南	18. 2. 20	0.880	4,254	2,028	8
正 木 中	18. 12. 11	0.270	561	471	4
鷺 山 東	19. 12. 10	0.190	2,064	688	2
鏡 島 西	21. 2. 2	0.310	2,451	938	3
正 木 西 部	22. 12. 6	0.202	643	240	3
鷺 山 ・ 下 土 居	24. 2. 6	0.380	949	364	4
則 武 新 田	26. 2. 17	0.405	2,059	773	4
鏡 島 中	27. 2. 2	0.273	2,261	782	2
鷺 山 南	31. 2. 4	0.070	750	380	-
合 計		43.284	137,602	46,007	326

### (3) 住居表示の実施と地番整理

住居表示実施の際、複数の町・字の一部から新町を新設する場合など、地番の重複が生じる可能性がある。本市ではこのような事態を避けるために、法務局の協力を得て、地番の整理をしている。

### (4) 住民の協力

住居表示整備事業は、住民の理解、協力が不可欠で、自治会組織を通じて説明会を開催し、パンフレットを配布するなど周知徹底し、住居表示審議会での諮詢・答申、市議会の議決を経て実施している。

## 3 生活安全

### (1) 防 犯

#### ア 概 要

平成11年4月1日施行の「岐阜市くらしの安全条例」に基づき、みんなが安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するため、「岐阜市くらしの安全推進協議会」を設置し、安全なまちづくりを推進するための施策等に関し協議を行っている。また、平成24年4月1日施行の「岐阜市暴力団排除条例」に基づき、「岐阜市暴力追放推進協議会」を設置し、暴力団排除の施策等について協議を行うほか、防犯カメラ設置等暴力団排除のための各種事業を実施している。さらには、市民、事業者、市の相互の役割分担と協力により、広報・啓発事業、安全教育事業などを実施している。

#### イ 事 業 内 容

##### (ア) 岐阜市くらしの安全推進協議会

各種市民団体の活動と連携を図るとともに市民、事業者の意見を市施策に反映し、広く協議する場として、市民団体、学識経験者、関係行政機関等14人の委員で構成し、安全なまちづくりを推進するための施策等を協議している。

##### (イ) 岐阜市暴力追放推進協議会

17人の委員で構成し、暴力団の排除を推進するための施策等を協議している。

##### (ウ) 広報・啓発事業

啓発用パンフレットの作成や、岐阜市役所ホームページでの安全情報の提供などを実施している。

##### (エ) みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクト

『地域の安全は地域の手で守る』意識の高まりにより、市民と行政の協働により安全なまちづくりを進める必要性が生じてきた。そのため、防犯灯、防犯カメラの設置補助や危険箇所・バリアフリー化すべき箇所の点検整備、青色回転灯や防犯活動に使用するユニフォーム等の支

給、暴力団排除活動の支援、防犯ボランティアリーダーの育成など7種類の事業を実施している。

### (2) 交 通 安 全

#### ア 概 要

岐阜市における令和元年の交通事故の状況は人身事故件数1,185件、死者数7人、負傷者数1,475人で、平成30年と比較すると死者数9人減、事故件数34件減、負傷者数25人減となった。

最近の交通事故では、高齢者や自転車・歩行者等の交通弱者が被害に遭うケースが多い傾向にあることから、これらの人々を交通事故から守るために、交通安全協会、交通安全女性、児童交通安全クラブ等の協力を得て、市民の交通安全意識の高揚に努めている。

#### イ 交 通 安 全 活 動

##### (ア) 交 通 指 導 員

児童の交通事故防止を図るため昭和49年10月から幼稚園、保育園（所）等を対象に、DVDや模擬信号機等を用いた実地指導を行っている。また、高齢者等が交通事故に遭わないよう、寸劇を通して交通ルール、交通マナーを分かり易く指導する出前講座を随時実施している。

##### (イ) 児童交通安全クラブ

児童を交通事故から守るため、各幼稚園、保育園（所）に児童交通安全クラブ（愛称：ぞうさんクラブ）が結成されている。児童と保護者が一緒に交通ルールを理解し、安全に行動できるよう啓発教育をしている。現在87クラブが活動している。

##### (ウ) 交 通 安 全 女 性

地域社会における交通事故防止の一環として、「愛のひと声」運動を推進するため、昭和43年7月1日に発足した。令和2年4月1日現在、513人が、地域に根ざした交通安全活動を行っている。

交通事故防止のため、日常生活の中で高齢者、子ども等への「愛のひと声」の呼びかけ活動や街頭啓発、高齢者世帯訪問等の活動を行っている。

##### (エ) 安 全 教 育 事 業

小・中・高校生を対象に交通安全の作品募集を行い、作品づくりに取り組むことによって子どもたちの安全意識の高揚を図るとともに、優秀作品を市民啓発に活用している。

### (3) 犯罪被害者等支援

#### ア 概 要

平成16年に制定された「犯罪被害者等基本法」

に基づき、犯罪被害者の方々が、平穏な生活を営むことができる地域社会の実現を目指して、令和2年1月に「岐阜市犯罪被害者等支援条例」を制定し、総合相談窓口の設置や犯罪被害者等へのさまざまな支援策を総合的に推進している。

#### イ 支援事業等

##### (ア) 総合相談窓口

犯罪被害者の方やご遺族の方のためのワンストップ相談窓口を設置し、必要な手続きや相談は、各課まで出向かなくても行えるよう配慮している。

また、必要に応じて外部の関係支援機関等の案内も実施している。

##### (イ) 犯罪被害者等支援金

犯罪被害者の方やそのご遺族の方に一時的な費用を援助するため、遺族支援金として30万円、重傷病支援金として10万円を支給する。

## 4 消費生活

### (1) 概要

消費者に関する情報の収集及び提供を行い、市民の消費生活の安定及び向上を図るため消費生活センターを設置している。

名 称	岐阜市消費生活センター
所 在 地	岐阜市橋本町1丁目10番地23
開 館 日	昭和63年12月1日 (平成14年1月26日移転)
延床面積	161.90m <sup>2</sup>
施設概要	事務室（消費生活相談コーナーを含む）、展示コーナー
相談時間	月～土曜日 午前9時～午後7時 (ただし月、土曜日は、午後5時まで) ※毎月、最終火曜日（祝日の場合は翌日）は電話相談のみ 日曜日、祝日、年末年始は休館

### (2) 事業内容

#### ア 消費生活相談

専門の嘱託員6人を配置し、消費生活に関する相談を受け付け、その解決のために必要な助言を行う。

（相談件数の推移）

平成29年度	3,632件
平成30年度	3,757件
令和元年度	3,483件

#### イ 消費者啓発・指導

消費生活に必要な知識を学び、自らが主体的・合理的に行動できる「かしこい消費者」になるこ

とができるよう、消費者講演会、生活知識講座、消費生活展等の開催をはじめ、啓発冊子やパンフレットの配付、ラジオ放送を活用した啓発を行っている。

また、悪質トラブルの未然防止のため、寸劇・手品・落語・腹話術・紙芝居を取り入れた「出前講座」を実施している。

#### ウ 消費生活モニター

市民の中から約20名を募集し、毎月、消費生活に関するモニタリング調査を行うことにより、悪質販売などの実態把握をするとともに、地域における啓発活動のリーダーを育成することを目的として、昭和45年度から『岐阜市消費生活モニター』制度を設けている。

#### エ 消費者団体の育成

消費生活に関するリーダーを育成するため、市内の消費者団体を支援するとともに、消費生活に関する諸問題について意見交換を行うため消費者団体による消費者情報連絡会を開催している。

#### オ 消費者教育

自ら考え、自ら行動する自立した消費者（かしこい消費者）の育成と、社会の発展に積極的に関与できる消費者（消費者市民社会の一員）の育成をめざし、多様な主体の連携による消費者教育を総合かつ一体的に推進するための基本方針と計画実現のため、平成27年度に、「岐阜市消費者教育推進計画」を策定した。

#### カ 物資・物価対策事業

市民への情報提供として、消費者物価指数等の情報を展示コーナーで公表している。

## 5 計量

### (1) 概要

本市（の計量）は、昭和32年5月に計量法第10条第2項に基づき指定された特定市であり、適正な計量を確保し、消費者保護の立場から市民に密着した諸事業を実施している。

### (2) 事業内容

#### ア 定期検査

適正な計量を確保するため、取引、証明に使用するばかりについて、定期検査を行っている。

実施方法は、集合検査、所在場所検査で行い、岐阜市内を2分割して、2年に1回実施している。

#### イ 立入検査

商取引における適正計量を一層推し進め、消費者保護を図るために、商品量目及び計量器の立入検査を行っている。

#### ウ 指定・届出受理・指導

平成18年度より県からの権限委譲により、適

正計量管理事業所の指定及び、特定計量器の販売事業者の届出受理を行っている。

また、適正な計量管理等の指導をあわせて行っている。

#### エ 啓発・普及

一般家庭で使用されている体温計、ヘルスメーター、ベビースケール及びキッチンスケール等の無料精度確認や、計量記念日にあわせて街頭啓発活動、消費生活モニターによる商品量目試買検査等の実施を通して市民の計量意識の啓発・普及を図っている。

#### (3) 検査実績

##### ア 定期検査

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
検査戸数	396	637	417
検査器数	1,942	2,122	1,861

##### イ 計量器立入検査

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
検査戸数	2	4	4
検査器数	3	36	12

##### ・高額療養費

###### 70歳未満（A）

世帯の所得要件		1か月の自己負担限度額
基礎控除後の総所得が901万円を超える（ア）		252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当: 140,100円)
基礎控除後の総所得が600万円超~901万円以下（イ）		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当: 93,000円)
基礎控除後の総所得が210万円超~600万円以下（ウ）		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当: 44,400円)
基礎控除後の総所得が210万円以下（エ）		57,600円 (多数該当: 44,400円)
住民税非課税（オ）		35,400円 (多数該当: 24,600円)

###### 70歳以上（70~74歳）

区分	1か月の自己負担限度額	
	個人（外来のみ）（B）	世帯（入院を含む）（C）
現役並み 所得者	住民税課税所得 690万円以上Ⅲ	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当: 140,100円)
	住民税課税所得 380万円以上Ⅱ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当: 93,000円)
	住民税課税所得 145万円以上Ⅰ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当: 44,400円)
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数該当: 44,400円)
住民税非課税Ⅱ	8,000円	24,600円
住民税非課税Ⅰ		15,000円

#### ウ 量目立入検査

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
検査戸数	10	10	11
検査個数	968	955	1,182

#### エ 家庭用計量器無料検査

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受検器数	845	1,291	1,214

## 6 国保・年金

#### （1）国民健康保険

##### ア 概要

###### （ア）事業開始年月日

昭和34年10月1日

###### （イ）保険給付

###### ・法定給付

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前	2割
6歳に達する日以後の最初の3月31日	3割
以後70歳未満	
70歳以上	
現役並み所得者	3割
一 般	2割

世帯合算自己負担額（①から③の順に算定）

① 70歳以上の外来の自己負担額を個人単位で合算し、(B)により算定

② 70歳以上の自己負担額を合算し、(C)により算定

③ 70歳以上すべての自己負担額と70歳未満の21,000円以上の自己負担額を合算し、(A)により算定

特定疾病自己負担額 10,000円

(人工透析が必要な70歳未満(A)の上位所得者((ア)(イ)該当者)は、20,000円)

・入院時食事療養費

自己負担額

住民税課税世帯		460円／食
住民税非課税 世 帯	90日までの入院	210円／食
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	160円／食
住民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない70歳～74歳の人		100円／食

・入院時生活療養費

自己負担額

(療養病床に入院する65歳以上の人)

	1食当たりの食費(円)	1日当たりの居住費(円)
住民税課税世帯	460※	370
住民税非課税世帯	210	370
住民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない70歳～74歳の人	130	370

※保険医療機関の施設基準等により、420円となる場合もあります。

・その他

出産育児一時金 404,000円

(産科医療補償制度に加入する医療機関での出産の場合は420,000円)

葬祭費 50,000円

(ウ) 特定健康診査・特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年4月から、各医療保険者に対し、40歳から74歳の加入者を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健康診査(特定健康診査)及び保健指導(特定保健指導)の実施が義務づけられた。

・特定健康診査 (令和2年3月31日現在)

実施時期	令和元年6月～10月
実施機関	委託医療機関240機関
実施形態	個別健診
対象者数(人)	60,816
受診者数(人)	23,124
受診率(%)	38.0

・特定保健指導 (令和2年3月31日現在)

実施時期	令和元年9月～翌年3月	
実施機関	健康部(中・北・南市民健康センター)、国保・年金課	
実施形態	集団支援・個別支援	
対象者数(人)	動機づけ支援	2,058
	積極的支援	639
	合計	2,697
利用者数(人)	動機づけ支援	446
	積極的支援	83
	合計	529
利用率(%)	19.6	

イ 被保険者数及び世帯数

(令和2年3月31日現在)

総人口	被保険者数	加入割合(%)
408,109	86,560	21.21
総世帯数	国保世帯数	加入割合(%)
181,716	55,139	30.34

ウ 保険料賦課割合及び料率

区分	年度	賦課割合(%)			料率		
		所得割	均等割	平等割	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
医療給付費分	令和元	50	30	20	9.11	26,400	29,640
	令和2	50	30	20	8.98	26,760	29,520
後期高齢者支援金分	令和元	50	30	20	2.81	8,160	9,240
	令和2	50	30	20	2.82	8,400	9,120
介護納付金分	令和元	50	30	20	1.75	7,800	6,240
	令和2	50	30	20	1.71	7,920	6,120

エ 保険料賦課状況 (遡及賦課分除く)

(令和元年度実績、2年度予算)

区分	年度	1世帯当たり調定額(円)			被保険者一人当たり調定額(円)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	平均	世帯数
		最高	最低	平均						被保険者数
医療給付費分	令和元	610,000	56,040	120,334	76,185	6,761,698,908	6,124,165,392	90.16	56,191	
	令和2	630,000	56,280	126,208	74,355	6,714,266,000	6,077,140,000	90.51	88,754	53,200
後期高齢者支援金分	令和元	190,000	17,400	37,235	23,573	2,092,253,735	1,893,620,805	90.51	90,300	56,191
	令和2	190,000	17,520	36,781	21,669	1,956,750,000	1,772,670,000	90.59	88,754	53,200
介護納付金分	令和元	160,000	14,040	26,885	22,648	651,939,407	577,041,942	88.51	90,300	24,249
	令和2	170,000	14,040	29,668	25,212	688,300,000	623,410,000	90.57	88,754	28,786

オ 保険給付 (指定公費を除く)

(令和元年度実績、2年度予算)

区分	年度	件数	費用額(円)	保険者負担額(円)	1件当たり費用額(円)	被保険者数	被保険者1人当たり費用額(円)	被保険者1人当たり受診件数
療養費	令和元	1,629,355	35,046,554,041	25,650,461,438	21,509	88,754	394,873	18.36
諸費	令和2	1,677,760	37,875,700,000	27,666,910,000	22,575	90,300	419,443	18.58

(令和元年度実績、2年度予算)

区分	年度	件数	支給額(円)	1件当たり支給額(円)	被保険者数	被保険者1人当たり給付額(円)
高額療養費	令和元	67,583	3,673,374,127	54,354	88,754	41,388
	令和2	68,207	4,124,320,000	60,468	90,300	45,674
出産育児一時金	令和元	270	113,045,570	418,687	88,754	1,274
	令和2	362	152,040,000	420,000	90,300	1,684
葬祭費	令和元	541	27,050,000	50,000	88,754	305
	令和2	670	33,500,000	50,000	90,300	371
移送費	令和元	1	26,080	26,080	88,754	0
	令和2	3	90,000	30,000	90,300	1

## 力 納付状況

(令和2年3月31日現在)

区分	世帯数	割合(%)
特別徴収	4,279	7.76%
口座振替	29,009	52.61%
個人納付	21,851	39.63%
合計	55,139	100.00%

## キ 財政状況

区分	歳入(円)	歳出(円)	一般会計繰入金(円)
令和元年度決算額	44,996,059,382	43,886,041,077	3,753,714,525
令和2年度予算額	45,289,000,000	45,289,000,000	3,830,535,000

## (2) 国民年金

## 被保険者状況

(令和2年3月31日現在)

第1号		第3号	被保険者 総数	付加年金 加入	免除	不在者
強制	任意					
48,533	677	28,491	77,701	2,370	20,683	578

## 7 墓地、斎苑

## (1) 墓 地

現在、市内には5か所の市営墓地がある。

市営墓地の貸付は、返還地、未利用地等を確認、整備し再貸付を行っている。

## 市営墓地一覧

名称	開設年月日	敷地面積(m <sup>2</sup> )
岐阜市上加納山墓地	大正3年9月11日	100,063
岐阜市大洞墓地	昭和38年7月10日	230,965
岐阜市加納穴釜墓地	明治45年	14,681
岐阜市柳津北宮浦墓地	昭和45年12月25日	2,093
岐阜市柳津宮東墓地	平成4年4月1日	739

## (2) 斎苑

名称 岐阜市斎苑

所在地 上加納山4717番地4

完成年月 平成4年12月

施設

構造規模 鉄筋コンクリート造2階建一部平屋建

敷地面積 15,200m<sup>2</sup>

建物面積(単位:m <sup>2</sup> )					
種別		1階	2階	合計	
本棟	火葬棟	1,739.780	650.978	2,390.758	
	待合棟	954.010	389.004	1,343.014	
	斎場棟	339.542	—	339.542	
	小計	3,033.332	1,039.982	4,073.314	
付属棟	倉庫棟	70.200	—	70.200	
	WC・ガバナー棟	63.585	—	63.585	
	W.C棟	33.750	—	33.750	
	待合棟	199.300	214.170	413.470	
小計		366.835	214.170	581.005	
合計		3,400.167	1,254.152	4,654.319	

## 施設内容

## 火葬棟

告別室(4室)、収骨室(3室)、炉前ホール(4室)、靈安室(4基)、中央監視室、エントランスホール、倉庫、残灰庫、作業室、作業員室、便所、浴室等

## 待合棟

待合室(和3室、洋2室)、遺族控室(2室)、僧侶等控室(2室)、待合ロビー、事務室、湯沸室、配膳室、喫茶コーナー、自販機コーナー、便所、倉庫、エレベーター、式場2(60人収容:40人座席)等

## 斎場棟

告別式場1室  
・200人収容(160人座席)

待合所

待合室（洋2室）

待合ロビー等

駐車場

乗用車139台、バス5台（約4, 800m<sup>2</sup>）

調整池

面積 約900m<sup>2</sup>

容量 1, 108t

火葬炉

基數 人体炉15基、汚物炉1基、  
動物炉2基

炉形式

人体炉 再燃焼炉付台車式寝棺炉  
(前室付、前入前出方式)

動物炉 再燃焼炉付ロストル式

汚物炉 再燃焼炉付固定床式

運転方式 中央集中管理方式

使用燃料 都市ガス

火葬時間 70分（冷却含む）

火葬件数及び式場等の使用状況

人体

年 度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1
市内（件）	4,242	4,209	4,398	4,448	4,459
市外（件）	616	576	628	618	629
人件小計(件)	4,858	4,785	5,026	5,066	5,088
死胎児(件)	68	79	68	78	67
改葬骨(件)	9	0	0	3	0
身体の一部(件)	364	22	41	32	222
人体合計(件)	5,299	4,886	5,135	5,179	5,377
稼働日数(日)	305	304	303	303	305
火葬件数/日	17.4	16.1	16.9	17.1	17.6

獣畜・産じょく汚物

年 度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1
獣畜	市内(頭)	7,063	7,094	7,049	6,453
	市外(頭)	14	10	12	9
	合計(頭)	7,077	7,104	7,061	6,462
産じょく 汚 物	件	127	111	101	104
	kg	3,804	3,885	4,610	4,271
					3,984

式場等

年 度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1
式場1(件)	141	109	90	97	81
式場2(件)	217	194	201	183	163
待合室1~7(件)	515	455	418	444	375
式場貸出日数	301	299	298	298	301
靈安室(延べ日数)	1,013	1,145	1,395	1,212	1,369